費用計算表

審級	項目	金額(新臺幣)	備註
第一審	裁判費	1,000 元	聲請人林慧美繳納(見 101 年度湖簡字第 904 號卷卷一第 4 頁背面)
	戶籍謄本費	360 元、30 元	101 年 8 月 7 日 2 張單據 聲請人林慧美繳納(見 102 年度簡字第 29 號卷(以下簡稱一審卷)卷三第 214 頁附件)
	戶籍謄本費	135 元	101 年 10 月 30 日 聲請人林慧美繳納(見一審卷卷三第 214 頁附件)
	戶籍謄本費	135 元、90 元、135 元、135 元	105 年 1 月 26 日 4 張單據 聲請人林慧美繳納(見一審卷卷三第 214 頁附件)
	戶籍謄本費	135 元	105 年 2 月 3 日 聲請人林慧美繳納(見一審卷卷三第 214 頁附件)
	戶籍謄本費	165 元	105 年 2 月 4 日 聲請人林慧美繳納(見一審卷卷三第 214 頁附件)
	戶籍謄本費	15 元	105 年 9 月 7 日 聲請人林慧美繳納(見一審卷卷三第 214

			頁附件)
	戶籍謄本費	135 元、135 元、135 元	105 年 10 月 19 日 3 張單據 聲請人林慧美繳納 (見一審卷卷三第 214 頁附件)
	戶籍謄本費	135 元	105 年 10 月 20 日 聲請人林慧美繳納 (見一審卷卷三第 214 頁附件)
	戶籍謄本費	570 元	106 年 3 月 10 日 聲請人林慧美繳納 (見一審卷卷三第 214 頁附件)
	戶籍謄本費	510 元	109 年 4 月 7 日 4 張單據 聲請人林慧美繳納 (見聲請人於 109 年 4 月 28 日民事陳報(一)狀檢附之單據) **非訴訟程序所支出之費用，不得核列。**
	公示送達登報費	900 元	105 年 9 月 15 日 聲請人林慧美繳納 (見一審卷卷三第 214 頁附件)
	郵資	39 元、54 元、39 元、34 元、34 元、54 元	聲請人林慧美繳納 (見一審卷卷三第 214 頁附件) 非屬訴訟程序之必要支出，不得核列。

	土地登記謄本費用	140 元	101 年 7 月 19 日 聲請人林慧美繳納 (見一審卷卷三第 214 頁附件) **聲請人於起訴前所請領，非法院命其補正，不得核列。**
	土地複丈費及謄本費	4,280 元	102 年 9 月 10 日 聲請人林慧美繳納 (見一審卷卷三第 214 頁附件)
	土地登記謄本費用	160 元	103 年 11 月 6 日 聲請人林慧美繳納 (見一審卷卷三第 214 頁附件)
	土地登記謄本費用	160 元	104 年 4 月 28 日 聲請人林慧美繳納 (見一審卷卷三第 214 頁附件) **係聲請人自行以利害關係人身份聲請，非法院命其補正，不得核列**
	土地登記謄本費用	380 元	105 年 5 月 11 日 聲請人林慧美繳納 (見一審卷卷三第 214 頁附件)
	土地登記謄本費用	180 元	105 年 10 月 19 日 聲請人林慧美繳納 (見一審卷卷三第 214 頁附件)
	土地登記謄本費用	180 元	106 年 3 月 10 日 聲請人林慧美繳納 (見一審卷卷三第 214

			頁附件)
	土地複丈費及謄本費	5,180 元	106 年 8 月 18 日聲請人林慧美繳納(見一審卷卷三第 214 頁附件)
	土地複丈費	800 元	106 年 10 月 6 日聲請人林慧美繳納(見一審卷卷三第 214 頁附件)
	立德不動產估價師事務所鑑定費	60,000 元	102 年 6 月 17 日聲請人林慧美繳納(見一審卷卷三第 214 頁附件)
	世聯國際不動產估價師事務所鑑定費	150,000 元	103 年 7 月 7 日聲請人許富勝繳納(見一審卷卷三第 212 頁附件)
	正一不動產估價師事務所鑑定費	150,000 元	103 年 7 月 7 日聲請人許富勝繳納(見一審卷卷三第 213 頁)
第二審	裁判費	3,000 元	原繳納 34,170 元 107 年度簡上字第 291 號民事裁定 109 年 1 月 22 日裁定上訴人即聲請人 2 人之第二審裁判費各為 1,500 元，並退還聲請人溢繳部分(本院 107 年度簡上字第 291 號卷二第 277-279 頁)

	勘查費	400 元	108 年 9 月 18 日 聲請人林慧美繳納 (於 109 年 3 月 20 日 聲請確定訴訟費用額 狀檢附單據)

（一）第一審訴訟費用：由兩造按第一審判決附表二所示之比例負擔
扣除不得列入之費用，聲請人二人於一審繳納之訴訟費用總額為 375,665 元
（1,000+360+30+135+135+90+135+135+135+165+15+135+135+135+135+570+900+4,280+160+160+380+180+180+5,180+800+60,000+300,000＝375,665）
因此，兩造各應負擔之第一審訴訟費用額，如附表所載。

（二）第二審訴訟費用：由上訴人即聲請人負擔，故第二審訴訟費用，聲請人不得向相對人為請求。

（三）各相對人應賠償聲請人之第一審訴訟費用額，如附表所載。